平成24年8月7日 第 3 4 1 8 号

JH 1			
ÓΠΛ	目 次		
	告 示(第1396号 - 第1410号)		
	○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	1
	○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	1
	○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
報	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
	○災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定	(防災企画課)	2
ধ	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
业	○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
<u> </u>	○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣か	らの通知	
囯		(農山漁村振興課)	3
甲	○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣か	らの通知	
		(農山漁村振興課)	3
	○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣か	らの通知	
雪		(農山漁村振興課)	4
火曜	○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣か	らの通知	
Н		(農山漁村振興課)	4
3 H 7	○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣か	らの通知	
年8		(農山漁村振興課)	4
蒸 24	○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣か	らの通知	
十成		(農山漁村振興課)	4
	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
$_{I}$	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した	た意見等	

公安委員会

○福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

施行規則 (警察本部交通企画課) ……5

○意見募集の結果の公示

(警察本部交通企画課) ……28

(中小企業振興課) ……5

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始

福岡県告示第1396号

福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第1項の規定に基づき、次 のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示 する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小 川

売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
511	福岡県直方市日吉町11-17福場 万里子	福岡県直方市日吉町11-17	平成24年 7月25日

福岡県告示第1397号

解散した清算法人飯塚市上相田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土 地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項の規定により次のように公告する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小 川

		氏	名	住 所
;	村	瀬	保	飯塚市相田1272番地
J	肘	井	義 則	〃 / 1548番地

毎週火金曜日 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 - 0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号

相	田	吉 治	"	"	939番地 4
岩	村	静 男	"	"	832番地11
肘	井	徹太郎	"	"	1603番地
小	畠	誠一	"	"	975番地
肘	井	静男	"	"	1463番地 6
渡	邊	順子	"	"	969番地

福岡県告示第1398号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県 土 整事 務 彦	を備 名	道 種	の類	路線名	変前	後	更別	X	間	幅 員	延 長(メートル)
\$5 ts	飯塚 県道		才 田		前		嘉麻市嘉穂才田16 から 嘉麻市嘉穂才田15 まで		8.3 ~ 17.3	790.0	
以少		県道		筑前内野 線 停車場		後		嘉麻市嘉穂才田16 から 嘉麻市嘉穂才田15 まで		10.5 ~ 22.3	790.0

福岡県告示第1399号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年7月2日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人 こどもネットワーク "COCO田川"

- (2) 代表者の氏名
 - 市原雅子
- (3) 主たる事務所の所在地 田川市大字川宮703番地2
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の大人や子どもたちに対して、キャンプや子ども祭りなどの自 主的体験活動及び子どものための優れた舞台芸術を鑑賞する事業を行い、豊かな心 と生きる力を身につけることに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1400号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定に基づき、指定地方公 共機関を次のように指定する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小川 洋

公益社団法人福岡県看護協会

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

社団法人福岡県薬剤師会

福岡県告示第1401号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市須玖北二丁目128番1から128番18まで、131番1、131番2及び136番1から 136番5まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区天神四丁目3番30号天神ビル新館3F

トータテ都市開発 株式会社

代表取締役 細川 修

福岡県告示第1402号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字飯場字ハシノヲ434の5

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1403号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和57年10月21日農林水産省告示第1585号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び宮若市 役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1404号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和57年10月19日農林水産省告示第1572号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1405号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知 を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30 条の規定により次のように告示する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年8月18日農林水産省告示第1396号(1に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び八女市 役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1406号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知 を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30 条の規定により次のように告示する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和57年7月24日農林水産省告示第1296号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び遠賀町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1407号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知 を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30 条の規定により次のように告示する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和57年7月20日農林水産省告示第1247号(2に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び川崎町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1408号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知 を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30 条の規定により次のように告示する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年7月20日農林水産省告示第1246号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び八女市 役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1409号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字植木字寺浦1964番 2、1964番 5、1964番 8、1964番10から1964番 34まで、1974番 1 及び1974番 4 から1974番 7 まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡志免町南里二丁目20番20号

住創株式会社

代表取締役 上田 雅宏

福岡県告示第1410号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年8月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 イオン福岡東ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原6ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公安委員会

福岡県公安委員会規則第16号

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成24年8月7日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年福岡県条例第1号。以下「条例」という。)の規定に基づき、福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の権限に属させられた事務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の方法)

- 第2条 条例第11条第1項の規定により違反者(条例第8条第1項に規定する違反者をいう。以下同じ。)に関する情報を知事に提供するときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提供することにより行うものとする。
- (1) 違反者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 当該違反者に係る違反行為が行われた日時、場所その他当該違反行為となるべき 事実
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が条例第8条から第10条までの規定に基づく事

務を遂行する上で公安委員会が必要と認める事項

(事業者への通知)

- 第3条 条例第16条第2項の規定による通知は、道路交通法違反通知書(様式第1号) を送達して行うものとする。
- 2 公安委員会は、違反者に係る違反行為について、当該違反者の勤務先である事業者 に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の34の規定により通知を行うと きは、条例第16条第2項の規定による通知を行わないものとする。

(飲食店営業者への通知)

- 第4条 条例第19条第1項の規定による通知(以下この条及び次条において「通知」という。)は、飲酒運転発生通知書(様式第2号)を送達して行うものとする。
- 2 公安委員会は、当該飲食店等における飲食店営業が廃止されたと認めるときその他 の通知を行うことが相当でないと認めるときは、当該飲食店等に係る通知を行わない ものとする。

(飲食店営業者への指示)

- 第5条 条例第19条第2項の公安委員会規則で定める基準は、次のいずれにも該当する こととなることとする。
- (1) 当該通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に、当該飲食店等における営業に関し飲酒をした者が当該飲酒に関して違反者となったとき。
- (2) 当該飲食店等における営業に関し、条例第18条に規定する措置が常態として講じられていると認められないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、公安委員会は、次のいずれかに該当するときは、当該飲食店営業者に対し、条例第19条第2項の規定による指示(以下「指示」という。)を行わないものとする。
- (1) 当該飲食店営業者が当該飲食店等における営業に関し指示を受けた日の翌日から 起算して1年を経過しない者であるとき(当該者が当該指示に係る条例第20条第1 項の規定による掲示の命令(以下「掲示命令」という。)を受けた者であるときを 除く。)。
- (2) 当該飲食店等に係る掲示命令の期間内に当該飲食店営業者に対し指示を行うこととなるとき。

- 3 指示は、指示書 (様式第3号) を送達して行うものとする。 (公表)
- 第6条 条例第20条第1項又は第25条第4項の規定による公表(以下「公表」という。)は、福岡県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。
- 2 公表の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 当該飲食店営業者の氏名
- (2) 当該公表に係る飲食店等の所在地及び名称
- (3) 指示に係る措置を実施しなかった旨又は条例第25条第1項の立入等を拒否した旨の事実

(掲示命令)

- 第7条 掲示命令は、指示を受けた飲食店営業者が当該指示を受けた日の翌日から起算 して1年を経過する日までの間に、当該指示に係る措置を実施していると認められな いときに、掲示命令書(様式第4号)を送達して行うものとする。
- 2 掲示命令の期間は、3月(当該掲示命令に係る飲食店営業者が当該飲食店等における営業に関し過去3年以内に掲示命令を受けたことがある者であるときにあっては、 6月)を超えないものとする。

(調査の手続)

- 第8条 公安委員会は、条例第25条第1項の規定により説明又は資料の提出を求めると きは、説明・資料提出要求書(様式第5号)を送達して行うものとする。
- 2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該口頭による説明を求めることができる。
- 3 条例第25条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた者は、前項に規定 する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書 (様式第6号)を提出するものとする。
- 4 公安委員会は、第1項の規定による求めについては、説明・資料提出書の提出期限 の日又は口頭による説明の期日までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明の期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱う。

(口頭による説明の聴取)

- 第9条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による説明を求めたときは、警察本部長が別に指定する警察職員に当該口頭による説明を聴取させることができる。
- 2 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書(様式第7号)により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は 場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は 第2項の規定による申出を受けた場合で説明の日時及び場所の変更をしなかったとき は、速やかにその旨を説明日時等決定通知書(様式第8号)を送達して口頭による説 明を求めた者に通知しなければならない。

(証明書)

第10条 条例第25条第2項の証明書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(意見を述べる機会の付与)

- 第11条 公安委員会は、条例第35条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、その対象となる飲食店営業者に対し、意見の聴取通知書(様式第10号)を送達して通知するものとする。
- 2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要が あると認めるときは、その旨を通知することができる。
- 3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当該飲食店営業者に対し、申述書(様式第11号)の提出を求めるものとする。
- 4 当該飲食店営業者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。
- 5 公安委員会は、第1項の規定による通知については、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取の期日までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 6 公安委員会は、当該飲食店営業者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取の期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱う。 (口頭による意見の聴取)
- 第12条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、

警察本部長が別に定める警察職員に意見を聴取させることができる。

- 2 口頭による意見の聴取の対象となる飲食店営業者は、病気その他やむを得ない理由 があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書(様式第12号)によ り意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日 時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で意見の聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかにその旨を意見の聴取日時等決定通知書(様式第13号)を送達して当該飲食店営業者に通知しなければならない。

(代理人の選任)

- 第13条 条例第25条第1項の規定による説明若しくは資料の提出を求められた者又は公安委員会が公表をしようとする飲食店営業者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。
- 2 代理人は、各自、当事者のために、条例第25条第1項の規定による説明若しくは資料の提出又は条例第35条第2項に規定する意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 当事者は、代理人の資格について、代理人選任届出書(様式第14号)を公安委員会 に提出して証明しなければならない。
- 4 当事者は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(様式第15号)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない

(書類の送達)

第14条 公安委員会がこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達又は交付送達により送達するものとする。

(郵便又は信書便による送達)

1

汨

- 第15条 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を発送する場合において必要が あると認めるときは、特殊取扱いによる郵便により行うものとする。
- 2 公安委員会は、信書便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があ ると認めるときは、信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものにより行 うものとする。
- 3 公安委員会は、郵便又は信書便により前条に規定する書類を発送したときは、その 書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先、郵便物又は民間事業者による信 書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月 日を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。

(交付送達)

- 第16条 交付送達は、警察職員が、その送達を受けるべき者に、受領確認書(様式第16 号)と引換えに書類を交付して行うものとする。

- 2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の警察職員は、交付送達 を、同項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことが できる。
- (1) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用 人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに 、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。
- (2) 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場 **合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合** 送達すべき場所に その書類を差し置くこと。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により交付送達をした場合について準用する。 この場合において、同条第3項中「宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に 関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは、 「その書類を交付し、又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し又 は差し置いた」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部 長が別に定める。

附則

この規則は、平成24年9月21日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

道路交通法違反通知書

 第
 号

 年
 月

 日

殿

福岡県公安委員会印

下記の運転者に係る道路交通法違反は、通勤又は通学の途上になされたものであると認められるので、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年福岡県条例第1号) 第16条第2項の規定により、通知します。

記

運	住	所			
転者	氏 生年	名 月日	年	三 月	日生
違[支車両の 車両)	の登録番号			
違	違反の)種別			
反内	Ш	時			
容	場	所			
仿	带	考			
耳	文 扱 彦	〔 属			

- 注 1 通勤先又は通学先の事業所名を記入するときは、その代表者名を併記すること。
 - 2 違反車両の登録(車両)番号欄は、違反車両の自動車登録番号若しくは車両番号又は標識に表示されている番号を記載すること。

様式第2号(第4条関係)

飲酒運転発生通知書

 第
 号

 年
 月

 日

殿

福岡県公安委員会印

下記の違反内容に係る違反者については、貴店で飲酒したと認められるので、福岡県飲酒 運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年福岡県条例第1号)第19条第1項の規定に より、通知します。

記

		-
違	違反の種別	
反内	日時	
容	場所	
違	反 者 が	
飲	酒した日	
違反	反者が飲酒した	
飲食	食店等の所在地	
違反	反者が飲酒した	
飲力	食店等の名称	
	带 考	

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第19条第1項 (飲酒運転防止措置の指示等)

第19条 公安委員会は、違反者が飲酒した飲食店等が判明したときは、公安委員会規 則で定めるところにより、当該飲食店等の飲食店営業者に対しその旨を通知するもの とする。

注 宛名に飲食店等の名称を記入するときは、その飲食店営業者の氏名を併記すること。

様式第3号(第5条関係)

平成24年8月7日 火曜日

指示書

第 묽 年 月 日

殿

印 福岡県公安委員会

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年福岡県条例第1号)第19条 第2項の規定により、下記のとおり指示する。

記

飲食店等の名称	
飲食店等の所在地	
指 示 事 項	
指示の理由	

注 この指示を受けた日の翌日から1年以内に指示違反があった場合は、福岡県飲酒運 転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年福岡県条例第1号)第20条第1項の規 定により、この指示書の掲示を命じられることがあります。

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。) この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定が あったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注 宛名に飲食店等の名称を記入するときは、その飲食店営業者の氏名を併記すること。

様式第4号(第7条関係)

(表)

掲示命令書

第号年月日

殿

福岡県公安委員会 印

					住	戸	沂	
1	命	4	ì	を	氏	彳	5	
F.	受	け	る	者	飲	食	店	等
	の所在地及び名称							

上記の者に対し、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年福岡県条例第1号)第20条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容						
命令の期間	年	月	日から	年	月	日まで

(裏)

命令をする 理 由

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内 に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知 った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となりま す。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定 があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(表)

説明 · 資料提出要求書

第 年 月 日

殿

福岡県公安委員会印

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年福岡県条例第1号)第 25条第1項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を 求 め る 理 由			
説明又は資料の提出期限	年	月	日まで
説明又は提出資料の内容			
備考			

説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 口頭による説明を求めるときは、備考欄にその日時及び場所を記載すること。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、福岡県飲酒運転撲滅運動 の推進に関する条例第25条第4項の規定により、福岡県公安委員会は、その旨を 公表することがあります。
- 2 説明・資料提出書には、説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、あな たの住所及び氏名並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。

なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・ 資料提出書の提出は必要ありません。

- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき(口頭による説明の場合は、 出頭すべき期日に出頭しないとき)は、福岡県公安委員会は、これを拒んだものと して取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理 由があるときには、福岡県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、説明 の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を福岡県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第6号	(笙 &	冬関係)
$120 \times 10^{-1} $	(70)	* H H I I I I I

説明•資料提出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

(印)

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則(平成 24年福岡県公安委員会規則第16号)第8条第3項の規定により、次のとおり提出 します。

説 明 又 は 資 料 の 提 出 の 要 求 の 通 知 の 番 号 及 び 日 付	
説明又は提出資料の内容	
備考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第7号(第9条関係)

説明日時等変更申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則(平成24年福岡県公安委員会規則第16号)第9条第2項の規定により、次のとおり説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明又は資料の通知の番				第年	J	- ■	号 日		
		日	時	年	月	目		時	分
変更申出事項	変 更 前	場	所						
		日	時	年	月	日		時	分
	変更希望	場	所						
変更申	出のま	里	由						

様式第8号	(久朋校)
饿 孔 弗 ٥ 万	(男り	宋) () ()

説明日時等決定通知書

第 号 年 月 日

殿

福岡県公安委員会 印

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則(平成 24年福岡県公安委員会規則第16号)第9条第4項の規定により、次のとおり決定 したので通知します。

説明又は資料の提 第 号 出の要求の通知 年 月 日 の番号及び日付

□ 説明の日時又は場所の変更決定

				変更前	日	時	年	月	Ħ	時	分
亦	#	*			場	所					
変	更	事	項		日	時	年	月	Ħ	時	分
				変更後	場	所					

□ 説明の日時及び場所の不変更決定

説明の日時及び場所 を変更しない理由

注 該当する□には、レ印を付けること。

54.0

様式第9号(第10条関係)

平成24年8月7日 火曜日

(表)

第 뭉

身分証明書

階級

氏 名

上記の者は、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年福岡県条 例第1号)第25条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを 証明する。

> 年 月 日

> > 福岡県公安委員会 印

85.6

(裏)

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(抜粋)

(立入り調査等)

- 第25条 公安委員会は、第19条第2項の規定に基づく指示又は第20条第1項 の規定に基づく掲示命令に関し必要があると認めるときは、警察職員に、当該飲 食店等に立ち入り、関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は質問さ せることができる。
- 前項の規定により立ち入る場合、当該警察職員は、その身分を示す証明書を携 本し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 前2項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 公安委員会は、飲食店営業者等が第1項の立入等を拒否するときは、その旨を
- 公表することができる。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第	1	0 号	(第1	1	条関係))
12 2 2		0 /	(27) 1			,

(表)

意見の聴取通知書

第 年 月 日

殿

福岡県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行いますので、福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅 運動の推進に関する条例施行規則(平成24年福岡県公安委員会規則第16号)第 11条第1項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実			
公表の根拠となる 条 例 の 条 項 申述書の提出先			
申述書の提出期限	年	月	日まで
備考			

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

1 申述書には、意見の聴取の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公 表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してくだ さい。

なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。

- 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 提出期限までに申述書の提出がないとき(口頭による意見の聴取の場合は、出頭 すべき期日に出頭しないとき)は、福岡県公安委員会は、これを拒んだものとして 取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得な い理由があるときには、福岡県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書に より、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、 意見の聴取の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見 の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を 福岡県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取の期日に出頭する場合には、 この意見の聴取通知書を持参してください。

様式第	1 1	뭉	(第1	1	条関係)
ハーマンフ			(/// -	_	7 1 V V V V V V V V V

申述書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則(平成 24年福岡県公安委員会規則第16号)第11条第3項の規定により、次のとおり提 出します。

意見の聴取の通知の番号及び日付	第 号 日
公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	
備考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第12号(第12条関係)

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則(平成 24年福岡県公安委員会規則第16号)第12条第2項の規定により、次のとおり意 見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意番	見 号	聴		のブ	通 日	知	の 付	第 年		月	号 日		
						日	時	年	月	日		時	分
変頁	更申出	事項	変	更	前	場	所						
父 2	С 11. Щ	7 7				日	時	年	月	日		時	分
			変	更希	望	場	所						
変	更	申	出	0	1	里	由						

				卮	意見 0)聴取日	日時 年	等決定ì	通知書				
											第年		
					殿							/1	
					// 50								
										福岡県	県公安	委員会	ŀ
福	岡県グ	安委員	員会関係福	副	具飲剂	酉運転打	菐滅	運動の	推進に	関する	条例施	10行規則] (3
2 4	年福岡	別県公安	そ 委員会規	則	第 1	6号)	第 1	2条第	4項の	規定に	より、	次のと	お
知し	ます。												
意	見	の聴	取の	通	知			第			号		
の	番	号]	及 び	日	付			年	J	月	日		
L					I								
	意見	の聴取	の日時又	は場	所の	変更決	:定						
				П	吐			Æ	П	п		n±.	/ \
			* * *	日	時			年	月	日		時	分
			変更前					年	月	日		時	分
			変更前		時所			年	月	Ħ		時 ———	·
変	更	事 項						年	月	日		時 ———	分
変	更	事 項						年	月	日日		時時時時	
変	更	事 項		場	所								
変	更	事 項		場	所時								分 ————————————————————————————————————
変	更	事 項		場日	所時								

注 該当する口には、レ印を付けること。

場所を変更しない理由

様式第14号(第13条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

私は、福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則 (平成24年福岡県公安委員会規則第16号) 第13条第1項の規定により、次の者 を代理人として選任し、説明又は資料の提出・意見の聴取に関する一切の行為をする ことを委任します。

説明又は資料の提出・意見の	第 号
聴取の通知の番号及び日付	年 月 日
代 理 人 の 住 所	
たりがな 代理人の氏名	
当 事 者 と の 関 係	

様式第15号(第13条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

私の代理人は、その資格を失ったので福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運 動の推進に関する条例施行規則(平成24年福岡県公安委員会規則第16号)第13 条第4項の規定により届け出ます。

説明又は資料の提出・意見の	第	号
聴取の通知の番号及び日付	年	月日
代 理 人 の 住 所		
よりがな 代理人の氏名		

様式第16号(第16条関係)

受領確認書

送達を受けるべき者

に対する送達書類

年 月 日付け、

第 号) については、

年 月 日午 時 分に、私が確かに受領しました。

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

氏名

送達を受けるべき者との関係

福岡県公安委員会告示第220号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則(案)について、平成24年6月12日から同年7月11日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成24年8月7日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則(平成24年福岡県公安委員会規則第16号)

2 規則の公布の日

平成24年8月7日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、様式の書式について一部変更の上、規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ(http://www.police.pref.fukuoka.jp/)に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年8月7日

福岡県収用委員会

- 1 起業者の名称
 - 国土交通大臣
- 2 事業の種類

- 一般国道201号改築工事(行橋インター関連・福岡県行橋市大字延永字ウジシマ地内から同県京都郡苅田町大字上片島字山鼻地内まで及び同町大字新津字野町地内から同町大字新津字浜田地内まで)並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地 積 〔()は公簿地積〕
福岡県京都郡 苅田町大字上 片島字稗田	2239番 1	田	906.09 (894) 平方メートルのうち、収用しよ うとする土地の面積613.15平方メートル、使 用しようとする土地の面積11.04平方メートル

- (注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。
- 4 土地所有者の氏名及び住所

伊﨑道成(持分5分の1)

北九州市小倉南区企救丘二丁目6番39号

伊﨑幸子(持分5分の1)

北九州市小倉南区企救丘二丁目6番39号

伊﨑成吾(持分5分の1)

北九州市小倉南区志井六丁目28番20-809号

伊﨑千尋(持分5分の1)

北九州市小倉南区企救丘二丁目6番39号

伊崎百郁(持分5分の1)

北九州市小倉南区企救丘二丁目6番39号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- (1) 伊﨑左金吾

北九州市小倉南区徳吉東一丁目6番10号 土地使用借権

(2) 坂ノ下道弘

北九州市小倉南区北方三丁目11番13号 所有権移転請求権仮登記権及び抵当権

	C	裁決手続の開始を決定した年月日	
	0		
пĺσ		平成24年7月13日	
8年			
1			
第341			
箫			
蕔			
) k			
(4			
账			
汨			
lott			
岬			
Ш			
火曜日			
平成24年8月7日			
H			
±1_ ∞			
24 4			
送			
#			
29			
(1)	I		